

# **新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度**

## **申告書（別紙２）の記入方法**

**独立行政法人中小企業基盤整備機構**

**新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局**

## 目 次

	ページ番号
<b>1. 申告書の概要</b>	
（1）申告書作成の目的	1
（2）申告書作成の流れ	1
（3）申告書作成に使用した根拠となる資料	2
<b>2. 申告書の適合確認、取引番号の転記</b>	
（1）申告書の適合確認	3
（2）申告書の例外使用	3
（3）取引番号の転記	5
<b>3. 業種の判定</b>	
（1）適合する業種の選択	6
（2）中分類番号の記入	6
<b>4. 常時使用する従業員数の算出</b>	
（1）「常時使用する従業員」の定義	7
（2）常時使用する従業員数の記入	8
<b>5. 事業規模の判定</b>	
（1）事業規模要件の確認	8
（2）事業規模の欄にチェック	9
<b>6. 売上高要件の判定（基準となる月の売上高）</b>	
（1）最近1か月の考え方	10
（2）翌月、翌々月の考え方	10
（3）基準となる月の選択、売上高の記入	11
<b>7. 売上高要件の判定（貸付申込月の前月以外に最近1ヶ月を認めるケース）</b>	
（1）最近1か月を「売上高確認日の前日から遡った1か月」とする場合	12
（2）最近1か月を「直近の売上集計日から遡った1か月」とする場合	13
（3）月初から月末までの売上金額を合計できない場合	14
（4）月の途中から売上が急減し一時的な売上増加要因により要件を満たさない場合	15

## 目 次

<b>8. 売上高要件の判定（比較する月の売上高）／申告書AまたはCの場合</b>	<b>ページ番号</b>
（1）前年同期、前々年同期の考え方	18
（2）比較する月の選択、売上高の記入	19
（3）売上高減少率の算出	20
（4）売上高要件の判定	21
<b>9. 売上高要件の判定（比較する月の売上高）／申告書BまたはDの場合</b>	
（1）比較する月の考え方	22
（2）比較する月の選択、売上高の記入	23
（3）売上高減少率の算出	24
（4）売上高要件の判定	26
<b>10. 申告欄の署名</b>	
（1）申告欄の自署	27
<b>11. お問い合わせ・連絡先</b>	
（1）お問い合わせ・連絡先	28

## 1. 申告書の概要

### （１）申告書作成の目的

申告書（別紙２）は、本事業の申請者が、申請者の事業規模ごとに定められた売上高要件を満たすか確認することを目的としています。

### （２）申告書作成の流れ

申告書作成の流れは、以下となります。なお、申請者が事業性のあるフリーランスまたは小規模企業者の個人事業主である場合は、「売上高要件の判定」は不要となります。

準備	配布された申告書が申請者の状況に適合するか確認
	取引番号を記入する欄に、取引番号を転記
事業規模の判定	日本標準産業分類（中分類番号）表に基づき、業種番号を記入
	常時使用する従業員数を記入
	業種ごとに定められた事業規模を判定
売上高要件の判定	基準となる月の売上高を記入
	比較する月の売上高を記入
	売上高の減少率を計算し、計算結果を記入
	事業規模ごとに定められた売上高要件を判定
申告	法人の代表者または個人事業主本人の自署

（３）申告書作成に使用した根拠となる資料

申告書に記入する業種や常時使用する従業員数、月別の売上高等の内容は、客観的に確認できる正確な資料に基づき、記入してください。

記入内容	根拠となる資料の例
業種番号	商業登記簿謄本、定款、その他客観的に業種を確認できる資料
常時使用する 従業員数	事業概況説明書、労働保険概算・増加概算確定保険料申告書、標準報酬月額決定通知書、従業員名簿、その他客観的に従業員数を確認できる資料
月別の売上高	確定申告書、決算書、試算表、売上帳、その他月別の売上高を客観的に確認できる資料

申告書に記入するために使用した根拠となる資料は、申請日から起算して10年間保管してください。申請後、事務局等が申告書に記入された内容について正しいかを調査することがあり、その際、当該資料の提出を求められることがあります。

◆注意事項◆

故意に申告内容を偽り、また不正の手段により、助成金を受けた場合には、助成金の交付決定の取消し・返還命令、不正内容の公表等を受けることや、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条に基づき、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または両方に処せられる可能性があります。

## 2. 申告書の適合確認、取引番号の転記

### （1）申告書の適合確認

申告書は、事業形態や業歴に応じて、AからDまで4種類あります。この申告書は、貸付を受けた公的金融機関等から配布されますので、特別貸付申込時点における申請者の状況に適合するかをご確認ください。適合しない場合は、特別利子補給制度ホームページから、適合する申告書をプリントアウトして、使用してください。

種類	事業形態	業歴	例外使用
申告書A	法人	1年1か月以上	なし
申告書B	法人	3か月以上1年1か月未満	あり
申告書C	個人事業主	1年1か月以上	なし
申告書D	個人事業主	3か月以上1年1か月未満	あり

### （2）申告書の例外使用

業歴1年1か月以上の方であっても、基準となる月（11 ページ参照）から1年以内に合併や店舗拡大等をしたことで売上高が増加し、前年または前々年同期の売上高との単純な比較が馴染まない場合は、業歴3か月以上1年1か月未満の方の申告書（BまたはD）を使用し、①最近1か月から遡った3か月間の平均売上高、②令和元年10月から12月の平均売上高、③令和元年12月の単月売上高、のいずれかと比較することができます。

この例外に該当する方で、公的金融機関から業歴3か月以上1年1か月未満の方の申告書（BまたはD）の配布を受けていない方は、特別利子補給制度ホームページから、適合する申告書をプリントアウトして、使用してください。

#### ※申告書の例外使用にあたる例

売上増加に直結する合併、店舗拡大、工場新設、生産設備投資、販路拡大、新事業の開始、新商品販売など事業規模が拡大したことが明白である事例

前年または前々年同期の売上高との単純な比較が馴染まない場合の事例

例 業歴３年目の法人、令和２年３月に貸付申込、令和元年９月に合併し売上増加

<月別売上高推移>

(単位：円)

2019年 令和元年	売上高	備考	2020年 令和２年	売上高	備考
1月	5,000,000		1月	7,000,000	感染症の影響より、以降の売上高減少
2月	5,000,000	前年同期	2月	5,000,000	最近1か月
3月	5,000,000	前年同期	3月	貸付 申込 5,000,000	翌月
4月	5,000,000	前年同期	4月	5,000,000	翌々月
5月	5,000,000		5月	感染症の影響により売上高が減少しているが、1年以内に合併をしたことで売上高が増加していたため、前年(前々年)同時期の売上高の比較では、要件を満たさない。	
6月	5,000,000		6月		
7月	5,000,000		7月		
8月	5,000,000		8月		
9月	7,000,000	合併	9月		
10月	8,000,000	合併により、以降の売上高増加	10月		
11月	9,000,000		11月		
12月	10,000,000		12月		

・業歴1年1か月以上の法人のため、本来であれば、申告書Aを使用し、前年または前々年同期の売上高と比較するところですが、合併以降に売上高が増加しているため、合併以前の売上高と新型コロナウイルス感染症の影響により減少した売上高とを比較することは馴染みません。

・本事例のようなケースにおいては、申告書Bを使用し、①最近1か月から遡った3か月の平均売上高、②令和元年10月から12月の平均売上高、③令和元年12月の単月売上高のいずれかと比較することが可能です。具体的な比較方法は、「9. 売上高要件の判定（比較する月）／申告書BまたはDを使用する場合」をご参照ください。

(3) 取引番号の転記

申告書右上に、取引番号を記入する欄があります。取引番号は、交付申請書（様式1）下段の金融機関記入欄に記載されていますので、当該番号を申告書に転記してください。

◆注意事項◆

- ・ 取引番号とは、各公的金融機関が定めた1貸付に1つの番号となります。事務局が申請対象の貸付を識別する重要な番号となりますので、正しく転記してください。なお、誤った取引番号を申告書に記入すると、申請受付事務の遅れの原因となります。
- ・ 取引番号は、貸付を受けた公的金融機関によって、桁数が異なります。
- ・ 取引番号には、アルファベットやハイフンを含む場合があります。この場合、転記する取引番号もアルファベットやハイフンも含めて、そのまま転記してください。
- ・ 取引番号の頭の数字がゼロである場合があります。この場合、転記する取引番号も頭のゼロからそのまま転記してください。
- ・ 同日に複数の貸付を受けた場合、交付申請書の金融機関記入欄に複数の取引番号が記載される場合があります。この場合、記載されているすべての取引番号を転記してください。

**交付申請書（様式1）**

3. 交付決定の上は、下記口座に無利子対象期間分（最長3年間）の特別利子補給助成金を交付してください。

振込 口座 ※ 1	振込先 金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 商工組合中央金庫	店番号	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	店名	
	口座名義 ※2	フリガナ 名義人 (漢字)	口座番号 (右詰めで記入)	

※1 借入金の返済口座をご記入ください。 ※2 申請者と同一名義の振込口座をご記入ください。

【金融機関記入欄】 名義番号：6543210 部店番号：  
 取引番号 **01234567** **転記**

【事務局使用欄】

**【別紙2】申告書A（業歴1年1か月以上の法人の方）**

取引番号をご記入ください  
**01234567**



### 3. 業種の判定

#### (1) 適合する業種の選択

申告書の裏面「日本標準産業分類（中分類番号）表」に記載されている業種の中から、特別貸付申込時点で申請者に適合する業種を選択してください。複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業の業種を選択してください。なお、主たる事業とは、最も売上高が高い事業等の基準で判断されます。

#### (2) 中分類番号の記入

選択した業種の2桁の中分類番号を1. 規模判定「業種番号」の欄に記入してください。

例 飲食料品卸売業の場合

日本標準産業分類（中分類番号）表

分類	名称	「小規模企業者」に該当する 「常時使用する従業員数」	分類	名称	「小規模企業者」に該当する 「常時使用する従業員数」
A	農業、林業		1	卸売業、小売業	
01	農業	20人以下	50	各種商品卸売業	5人以下
02	林業		51	繊維・衣服等卸売業	
B	漁業	20人以下	52	飲食料品卸売業	
03	漁業(水産養殖業を除く)		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
04	水産養殖業		54	機械器具卸売業	
C	鉱業、採石業、砂利採取業	20人以下	55	その他の卸売業	
05	鉱業、採石業、砂利採取業		56	各種商品小売業	
D	建設業		57	織物・衣服・身の回り品小売業	
06	総合工事業		58	飲食料品小売業	

#### 申告書（別紙2）

##### 1. 規模判定※1（以下太枠に記す）

業種番号※2 (2桁の中分類番号)	常時使用する 従業員数
5 2	名

※1 特別貸付申込時点の情報をご記入ください。

※2 業種番号の記入方法

表面「日本標準産業分類（中分類番号）表」の中から、該当する2桁の番号をご記入ください。

表面「日本標準産業分類（中分類番号）表」に記載されている「小規模企業者」に該当する場合の「常時使用する従業員数」と比較し、「小規模企業者」の要件に該当するかご確認ください。

要件に該当する

小規模企業者に該当します。

要件に該当しない

中小企業者等に該当します。

## 4. 常時使用する従業員数の算出

### （1）「常時使用する従業員」の定義

「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」となります。具体的には、労働基準法第21条の規定に基づく下記の4項目のいずれにも該当しない者が「常時使用する従業員」として挙げられます。

- 一 日日雇い入れられる者（1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者（2箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者（4箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- 四 試の使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

従いまして、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者等については、労働基準法の条文を参考にして、個別に判断してください。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、「常時使用する従業員」には該当しません。

＜参考＞労働基準法（昭和22年法律第49号）

（解雇の予告）

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

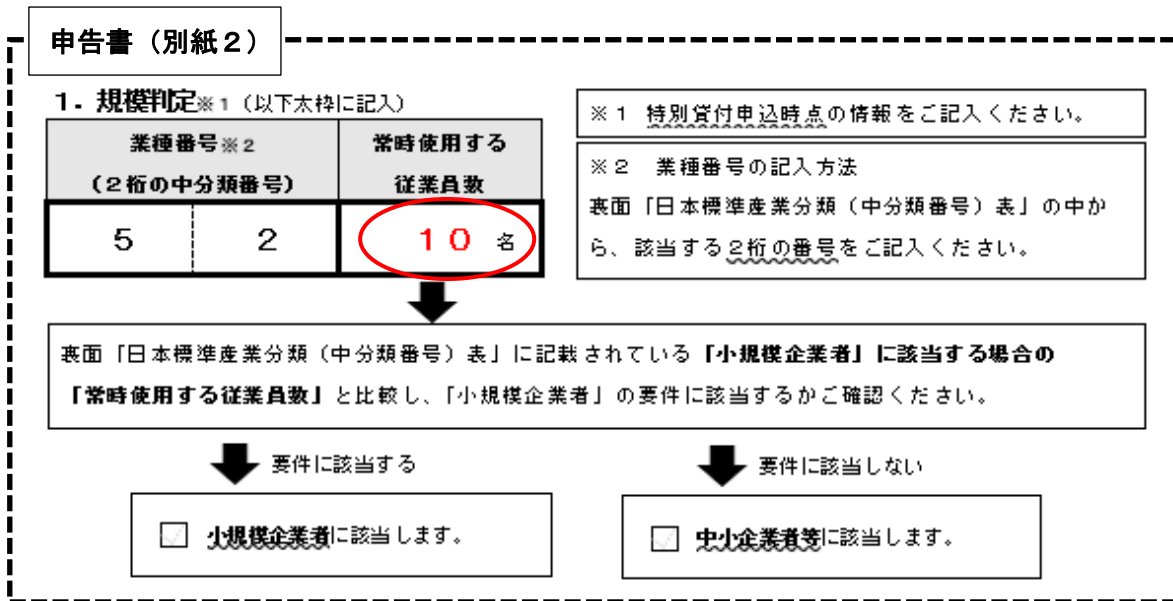
第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

(2) 常時使用する従業員数の記入

特別貸付申込時点における常時使用する従業員数を、1. 規模判定「常時使用する従業員数」の欄に記入してください。

例 飲食料品卸売業、常時使用する従業員数10人の場合



## 5. 事業規模の判定

(1) 事業規模要件の確認

申告書の裏面「日本標準産業分類（中分類番号）表」に記載されている「小規模企業者に該当する場合の常時使用する従業員数」と特別貸付申込時点における常時使用する従業員数とを比較して、小規模企業者の要件に該当するか、該当しないか、を判定してください。

（２）事業規模の欄にチェック

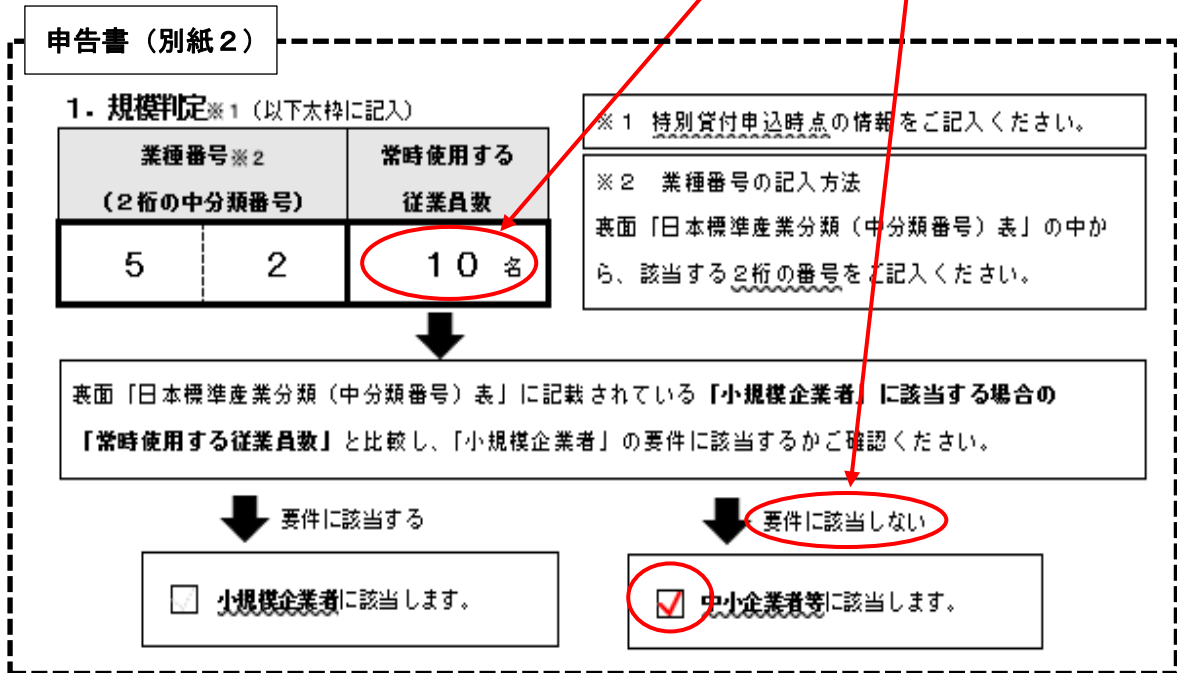
小規模企業者の要件に該当する場合は、「小規模企業者に該当する」にチェック、該当しない場合は、「中小企業者等」にチェックをしてください。

例 飲食料品卸売業、常時使用する従業員数 10 人の場合

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名称	「小規模企業者」に該当する 「常時使用する従業員数」	分類	名称	「小規模企業者」に該当する 「常時使用する従業員数」
A	農業、林業	20人以下	1	卸売業、小売業	5人以下
01	農業		50	各種商品卸売業	
02	林業		51	繊維・衣服等卸売業	
B	漁業	20人以下	52	飲食料品卸売業	
03	漁業(水産養殖業を除く)		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
04	水産養殖業		54	機械器具卸売業	
C	鉱業、採石業、砂利採取業	20人以下	55	その他の卸売業	
05	鉱業、採石業、砂利採取業		56	各種商品小売業	
D	建設業		57	繊維・衣服・身の回り品小売業	
06	総合工事業		58	飲食料品小売業	

飲食料品卸売業の「小規模企業者に該当する常時使用する従業員数」5人以下に対し、本例の常時使用する従業員数 10 人であり、小規模企業者の要件に該当しない。



## 6. 売上高要件の判定（基準となる月の売上高）

### （1）最近1か月の考え方

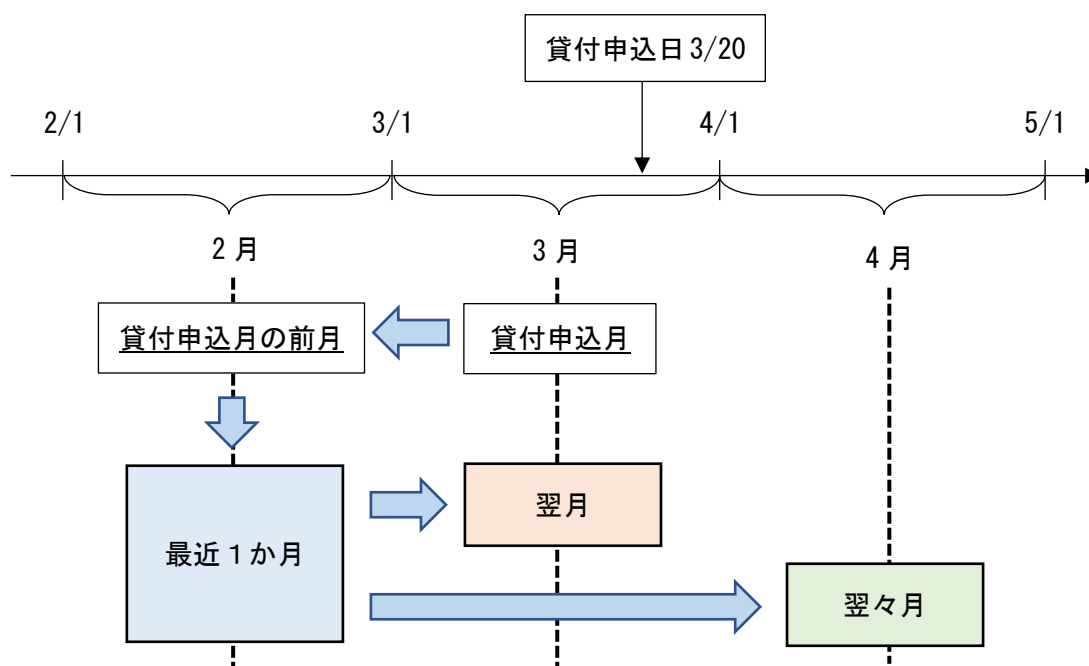
「最近1か月」とは、公的金融機関に特別貸付を申込んだ月※の前月のことを指し、当該月に属する月初から月末までの期間のことをいいます。

※特別貸付を申込んだ月（貸付申込月）

特別貸付を申込んだ月とは、借入申込書の日付（記入日）の属する月のことを指します。  
なお、記入日欄のない借入申込書を用いた等、借入申込書の日付が不明確である場合には、借入申込書を公的金融機関や推薦団体（マル経・沖経・衛経の場合）に提出した日に属する月とします。

### （2）翌月、翌々月の考え方

「翌月」とは、（1）において定める最近1か月の翌月のことを指し、「翌々月」とは、（1）において定める最近1か月の翌々月のことを指し、いずれも月初から月末までの期間のことをいいます。

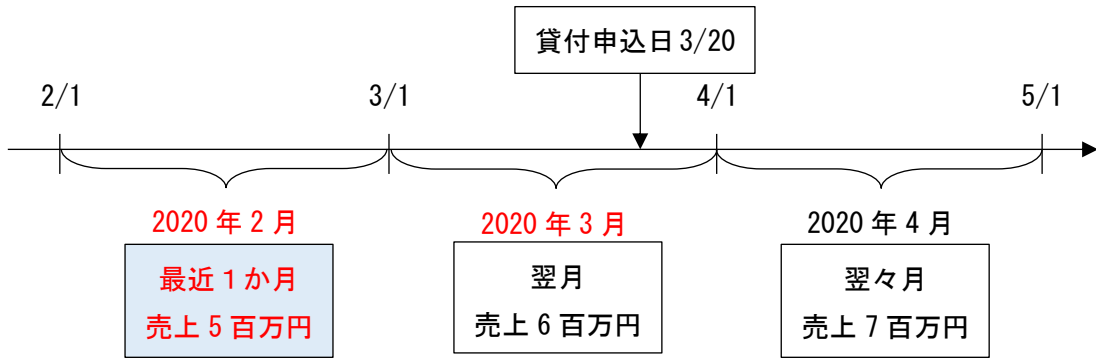


（3）基準となる月の選択、売上高の記入

①最近1か月、②翌月、③翌々月のうち、いずれかを売上高を比較する基準となる月として  
選択することができます。選択した月の売上高を、ステップ1の欄に記入してください。

例 2020年3月20日に貸付申込、2020年2月の売上高5百万円を基準となる月の売上高として選択した場合

- ・売上時期：「最近1か月」にチェック、特別貸付申込月は「2020年3月」
- ・対象年月：「2020年2月」と記入
- ・売上高：「5百万円」（2020年2月の売上高）と記入



申告書（別紙2）

2. 売上高減少判定（以下太枠に記入、口にはチェック願います）

ステップ1：特別貸付申込時点の最近1か月等の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）・申込月	対象年月(西暦)	売上高(円)
特別貸付申込時の <input checked="" type="checkbox"/> 最近1か月 <input type="checkbox"/> 翌月 <input type="checkbox"/> 翌々月 (特別貸付申込月： 2020年 3月)	2020年 2月	A. <u>5,000,000</u> 円

ステップ2：ステップ1と比較する時期の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）	対象年月(西暦)	売上高(円)
ステップ1の売上時期の <input type="checkbox"/> 前年同期 <input type="checkbox"/> 前々年同期	年 月	B. _____円

ステップ3：売上高減少率の計算

計算式 (上記のA、Bを代入)	減少率 (小数点以下切捨て)
$\{(B - A) \div B\} \times 100 =$	_____ %

申請要件を満たす減少率

小規模企業者	中小企業者等
15%以上	20%以上

## 7. 売上高要件の判定（貸付申込月の前月以外に最近1か月を認めるケース）

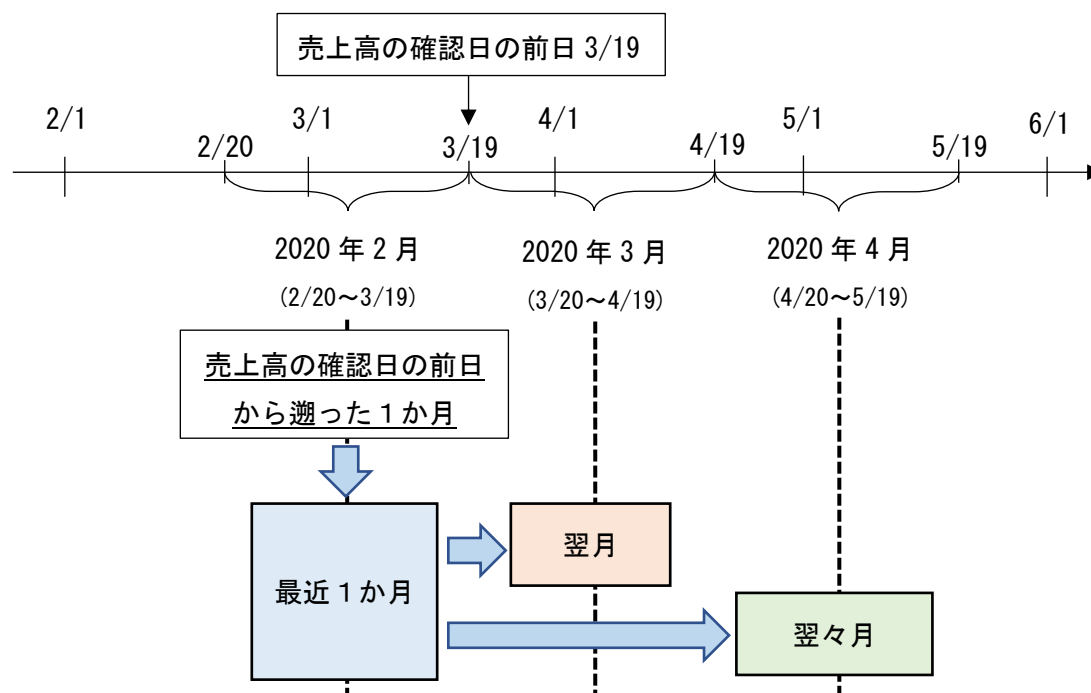
（1）最近1か月を「売上高確認日の前日から遡った1か月」とする場合

公的金融機関に特別貸付を申込んだ時、ここ1か月以内の売上が急減した等を理由に、「売上高の確認日の前日から遡った1か月」の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したとして貸付を受けた場合、「売上高の確認日の前日から遡った1か月」を「最近1か月」とすることができます。

この場合の「翌月」とは「最近1か月」の翌月同期、「翌々月」とは「最近1か月」の翌々月同期とします。また、対象年月は、それぞれの期間の始点となる日の属する月となります。

売上時期	売上時期に対応する売上高	対象年月
最近1か月	売上高の確認日の前日から遡った1か月の売上高	期間の始点となる日の 属する月
翌月	最近1か月の翌月同期の売上高	
翌々月	最近1か月の翌々月同期の売上高	

例 売上高の確認日が2020年3月20日、ここ1か月の売上が急減したため、売上高の確認日の前日3月19日から遡った1か月の売上高を用いて、貸付を受けた場合



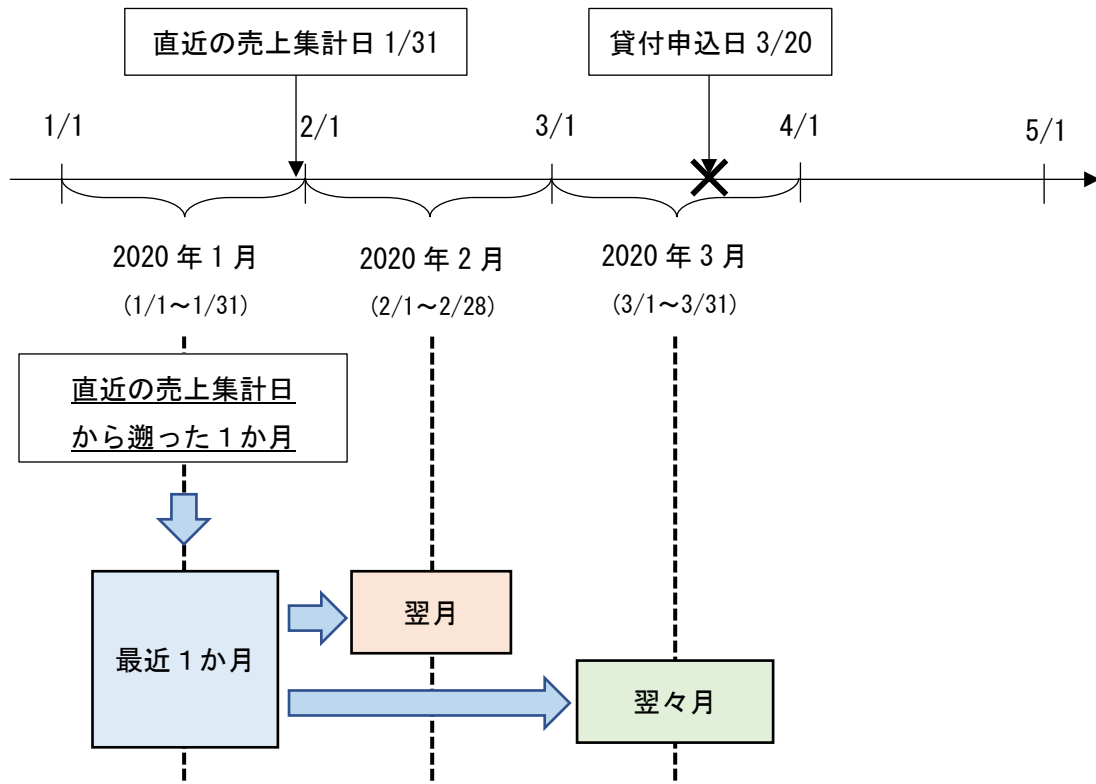
（2）最近1か月を「直近の売上集計日から遡った1か月」とする場合

公的金融機関に特別貸付を申込んだ時、前月の売上集計ができていない等を理由に、「直近の売上集計日から遡った1か月」の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したとして貸付を受けた場合、「直近の売上集計日から遡った1か月」を「最近1か月」とすることができます。

この場合の「翌月」とは「最近1か月」の翌月同期、「翌々月」とは「最近1か月」の翌々月同期とします。また、対象年月はそれぞれの期間の始点となる日の属する月となります。

売上時期	売上時期に対応する売上高	対象年月
最近1か月	直近の売上集計日から遡った1か月の売上高	期間の始点となる日の 属する月
翌月	最近1か月の翌月における同期の売上高	
翌々月	最近1か月の翌々月における同期の売上高	

例 貸付申込日が2020年3月20日、2月の売上集計ができていないため、直近の売上集計日1月31日から遡った1か月の売上高を用いて、貸付を受けた場合





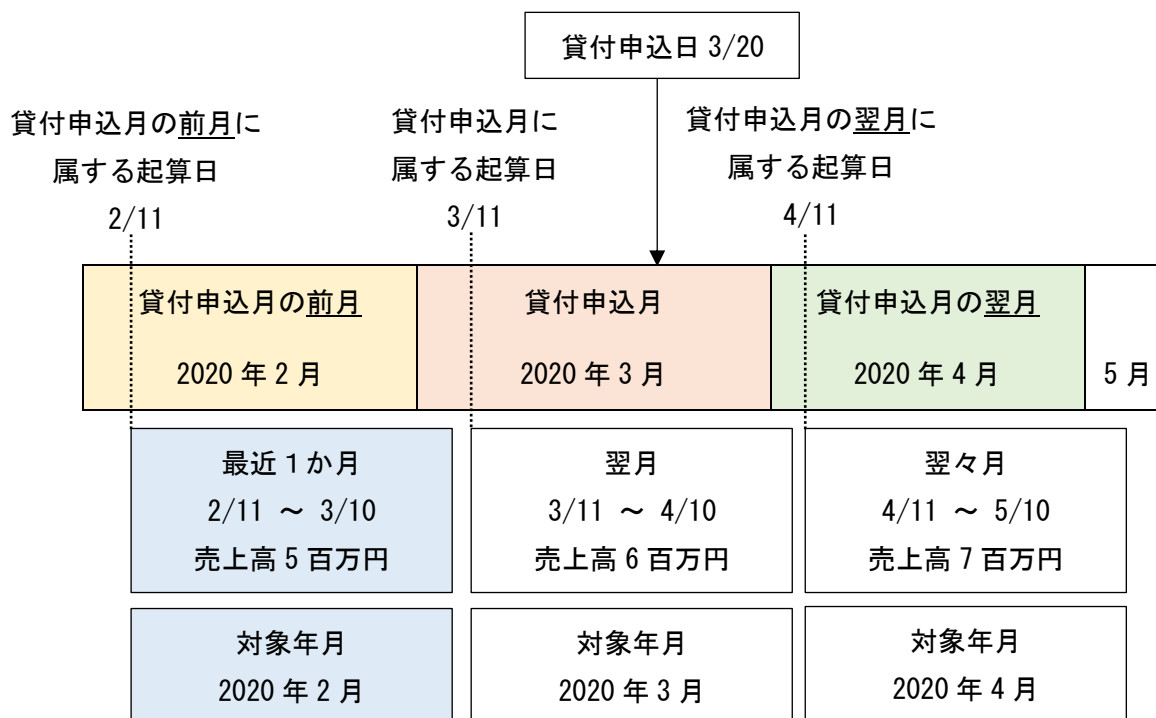
（3）月初から月末までの売上金額を合計できない場合

売上集計日が月末でないため、月初から月末までの売上金額を合計することができない場合は、売上集計日の翌日を起算日とし、当該起算日から1か月間の売上高を「最近1か月」や「翌月」、「翌々月」の売上高とすることができます。この場合の対象年月は、当該起算日が属する月となります。

売上時期	売上時期に対応する売上高	対象年月
最近1か月	貸付申込月の <u>前月</u> に属する起算日から1か月間の売上高	当該起算日の 属する月
翌月	貸付申込月に属する起算日から1か月間の売上高	
翌々月	貸付申込月の <u>翌月</u> に属する起算日から1か月間の売上高	

例 貸付申込日が2020年3月20日、売上高の集計日が毎月10日、2月11日から3月10日までの売上高5百万円を基準となる月の売上高として選択した場合

- ・売上時期：「最近1か月」にチェック、特別貸付申込月は「2020年3月」
- ・対象年月：「2020年2月」と記入
- ・売上高：「5百万円」（2020年2月の売上高）と記入



（４）月の途中から売上急減し一時的な売上増加要因により要件を満たさない場合

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、月の途中から売上が急減し、特別貸付を受けたが、同じ月に一時的な大口の売上がある等の一時的な理由から、月単位での売上高の比較では、売上高減少率の要件を満たさない場合は、売上が急減した日を起算日とし、当該起算日から1か月間の売上金額の合計額を「最近1か月」や「翌月」の売上高とすることができます。この場合の対象年月は、当該起算日が属する月となります。

■貸付申込月の前月に属する日から売上が急減した場合

売上時期	売上時期に対応する売上高	対象年月
最近1か月	売上高が急減した日から1ヶ月間の売上高	当該起算日の属する月

■貸付申込月の属する日から売上が急減した場合

売上時期	売上時期に対応する売上高	対象年月
翌月	売上高が急減した日から1ヶ月間の売上高	当該起算日の属する月

（貸付申込月の前月に属する日から売上高が急減した場合）

例 ２０２０年２月３日に一時的な大口の売上高があったが、２月２５日に売上が急減、その後、３月５日に貸付を申込んだ場合  
 ・売上時期：「最近１か月」にチェック、特別貸付申込月は「２０２０年３月」  
 ・対象年月：「２０２０年２月」と記入  
 ・売上高：２月２５日（起算日）～３月２４日の売上高を記入

<日別売上高推移表>

（単位：円）

	売上高	備考		売上高	備考
2/1	10,000		3/1	5,000	
2/2	10,000		3/2	5,000	
2/3	500,000	一時的な大口売上	3/3	5,000	
2/4	10,000		3/4	5,000	
2/5	10,000		3/5	5,000	貸付申込日

2/24	10,000		3/24	5,000	起算日から１か月
2/25	5,000	売上急減 起算日	3/25	5,000	
2/26	5,000		3/26	5,000	
2/27	5,000		3/27	5,000	
2/28	5,000		3/28	5,000	
-	-	3/1	3/29	5,000	

（貸付申込月に属する日から売上高が急減した場合）

例 2020年2月3日に一時的な大口の売上高があったが、2月5日に売上高が急減、その後、2月25日に貸付を申込んだ場合

・売上時期：「翌月」にチェック、特別貸付申込月は「2020年2月」

・対象年月：「2020年2月」と記入

・売上高：2月5日(起算日)～3月4日の売上高を記入

<日別売上高推移表>

（単位：円）

	売上高	備考		売上高	備考
2/1	10,000		3/1	5,000	
2/2	10,000		3/2	5,000	
2/3	500,000	一時的な大口売上	3/3	5,000	
2/4	10,000		3/4	5,000	起算日から1か月
2/5	5,000	売上急減 起算日	3/5	5,000	
2/24	5,000		3/24	5,000	
2/25	5,000	貸付申込日	3/25	5,000	
2/26	5,000		3/26	5,000	
2/27	5,000		3/27	5,000	
2/28	5,000		3/28	5,000	
-	-	3/1	3/29	5,000	

8. 売上高要件の判定（比較する月の売上高）／申告書AまたはCの場合

18～21ページは、申告書AまたはCを使用する方がご参照ください。

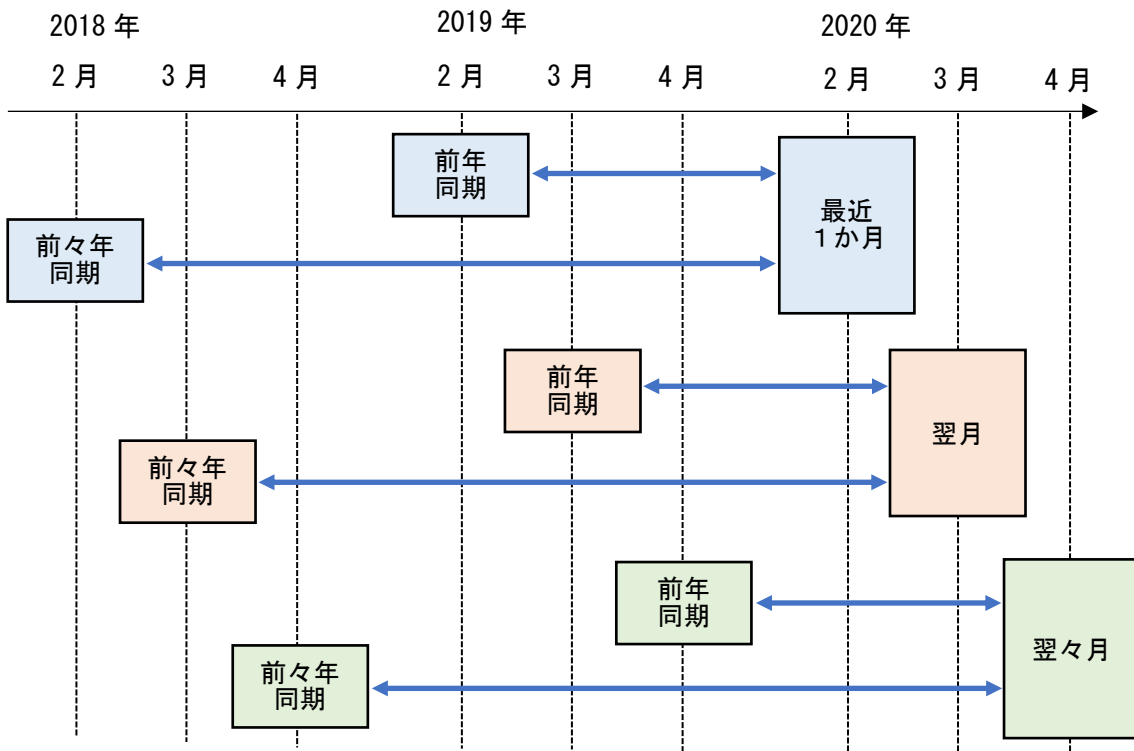
(1) 前年同期、前々年同期の考え方

「前年同期」とは、6.(3)で選択した基準となる月の前年同期のことを指し、「前々年同期」とは、6.(3)で選択した基準となる月の前々年同期のことを指します。

なお、同期とは、基準となる月の期間と同じ期間※であることを意味します。

※基準となる月の期間と同じ期間の事例

- ・ 基準となる月：2020/3/1～2020/3/31 ⇒ 前年同期：2019/3/1～2019/3/31
- ・ 基準となる月：2020/2/20～2020/3/19 ⇒ 前年同期：2019/2/20～2019/3/19

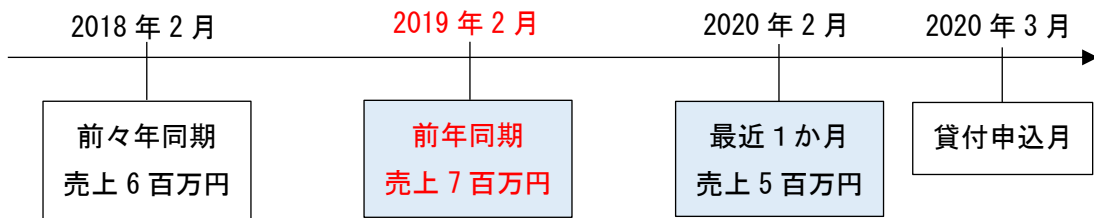


(2) 比較する月の選択、売上高の記入

①前年同期、②前々年同期の月のうち、いずれかを売上高を比較する月として選択することができます。選択した比較する月の売上高を、ステップ2の欄に記入してください。

例 2020年3月に貸付申込、基準となる月（2020年2月）の前年同期の売上高7百万円を比較する月の売上高として選択した場合

- ・売上時期：「前年同期」にチェック
- ・対象年月：「2019年2月」と記入
- ・売上高：「7百万円」（2019年2月の売上高）と記入



**申告書（別紙2）**

**2. 売上高減少判定** (以下太枠に記入、口にはチェック願います)

ステップ1：特別貸付申込時点の最近1か月等の売上高の記入

売上時期 (いずれかにチェックください)・申込月	対象年月(西暦)	売上高(円)
特別貸付申込時の <input checked="" type="checkbox"/> 最近1か月 <input type="checkbox"/> 翌月 <input type="checkbox"/> 翌々月 (特別貸付申込月： 2020年3月)	2020年2月	A. <u>5,000,000</u> 円

ステップ2：ステップ1と比較する時期の売上高の記入

売上時期 (いずれかにチェックください)	対象年月(西暦)	売上高(円)
ステップ1の売上時期の <input checked="" type="checkbox"/> 前年同期 <input type="checkbox"/> 前々年同期	2019年2月	B. <u>7,000,000</u> 円

ステップ3：売上高減少率の計算

計算式 (上記のA、Bを代入)	減少率 (小数点以下切捨て)
$\{ (B - A) \div B \} \times 100 =$	%

申請要件を満たす減少率	
小規模企業者	中小企業者等
15%以上	20%以上

（3）売上高減少率の算出

基準となる月の売上高と比較する月の売上高とを比較し、売上高の減少率を計算します。

以下の計算式に従い、減少率を計算し、ステップ3の欄に記入してください。

なお、減少率は小数点以下切捨てとして、計算してください。

A = 基準となる月の売上高（ステップ1の欄に記入した売上高）
B = 比較する月の売上高（ステップ2の欄に記入した売上高）
減少率 = $\{(B - A) \div B\} \times 100$ （ <u>小数点以下切捨て</u> ）

<p>例 2020年3月に貸付申込 基準となる月として、「最近1か月」（売上5百円）を選択 比較する月として、「前年同期」（売上7百万円）を選択 ・この例における売上高減少率は28%となる</p>
--

A = 最近1か月の売上高 5,000,000円

B = 前年同期の売上高 7,000,000円

減少率 =  $\{(7,000,000円 - 5,000,000円) \div 7,000,000円\} \times 100$

= 28.5714...% = **28%**（小数点以下切捨て）

<b>申告書（別紙2）</b>			
<b>2. 売上高減少判定</b> （以下太枠に記入、口にはチェック願います）			
ステップ1：特別貸付申込時点の最近1か月等の売上高の記入			
売上時期（いずれかにチェックください）・申込月	対象年月（西暦）	売上高（円）	
特別貸付申込時の <input checked="" type="checkbox"/> 最近1か月 <input type="checkbox"/> 翌月 <input type="checkbox"/> 翌々月 (特別貸付申込月： 2020年3月)	2020年2月	A. 5,000,000円	
ステップ2：ステップ1と比較する時期の売上高の記入			
売上時期（いずれかにチェックください）	対象年月（西暦）	売上高（円）	
ステップ1の売上時期の <input checked="" type="checkbox"/> 前年同期 <input type="checkbox"/> 前々年同期	2019年2月	B. 7,000,000円	
ステップ3：売上高減少率の計算			
計算式 (上記のA、Bを代入)	減少率 (小数点以下切捨て)	申請要件を満たす減少率	
$\{(B - A) \div B\} \times 100 =$	<b>28</b> %	小規模企業者	中小企業者等
		15%以上	20%以上

（４）売上高要件の判定

（３）で算出した減少率が、事業規模に応じた下記の要件を満たすかを確認してください。

	小規模企業者	中小企業者等
要件を満たす減少率	15%以上	20%以上

**申告書（別紙２）**

**1. 規模判定**※1（以下太枠に記入）

業種番号※2 (2桁の中分類番号)	業種番号※2 (2桁の中分類番号)	常時使用する 従業員数
5	2	10名

※1 特別貸付申込時点の情報をご記入ください。  
 ※2 業種番号の記入方法  
 表面「日本標準産業分類（中分類番号）表」の中から、該当する2桁の番号をご記入ください。

表面「日本標準産業分類（中分類番号）表」に記載されている「小規模企業者」に該当する場合の「常時使用する従業員数」と比較し、「小規模企業者」の要件に該当するかご確認ください。

要件に該当する  
 小規模企業者に該当します。

要件に該当しない  
 中小企業者等に該当します。

**2. 売上高減少判定**（以下太枠に記入、口にはチェック願います）

ステップ1：特別貸付申込時点の最近1か月等の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）・申込月	対象年月(西暦)	売上高(円)
特別貸付申込時の <input checked="" type="checkbox"/> 最近1か月 <input type="checkbox"/> 翌月 <input type="checkbox"/> 翌々月 (特別貸付申込月： 2020年3月)	2020年2月	A. 5,000,000円

ステップ2：ステップ1と比較する時期の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）	対象年月(西暦)	売上高(円)
ステップ1の売上時期の <input checked="" type="checkbox"/> 前年同期 <input type="checkbox"/> 前々年同期	2019年2月	B. 7,000,000円

ステップ3：売上高減少率の計算

計算式 (上記のA、Bを代入)	減少率 (小数点以下切捨て)
{ (B - A) ÷ B } × 100 =	28%

申請要件を満たす減少率

小規模企業者	中小企業者等
15%以上	20%以上

事業規模「中小企業者等」の要件を満たす売上高減少率20%以上に対して、本例の減少率28%であり、売上高要件を満たす。



9. 売上高要件の判定（比較する月の売上高）／申告書BまたはDの場合

22～26ページは、申告書BまたはDを使用の方がご参照ください。

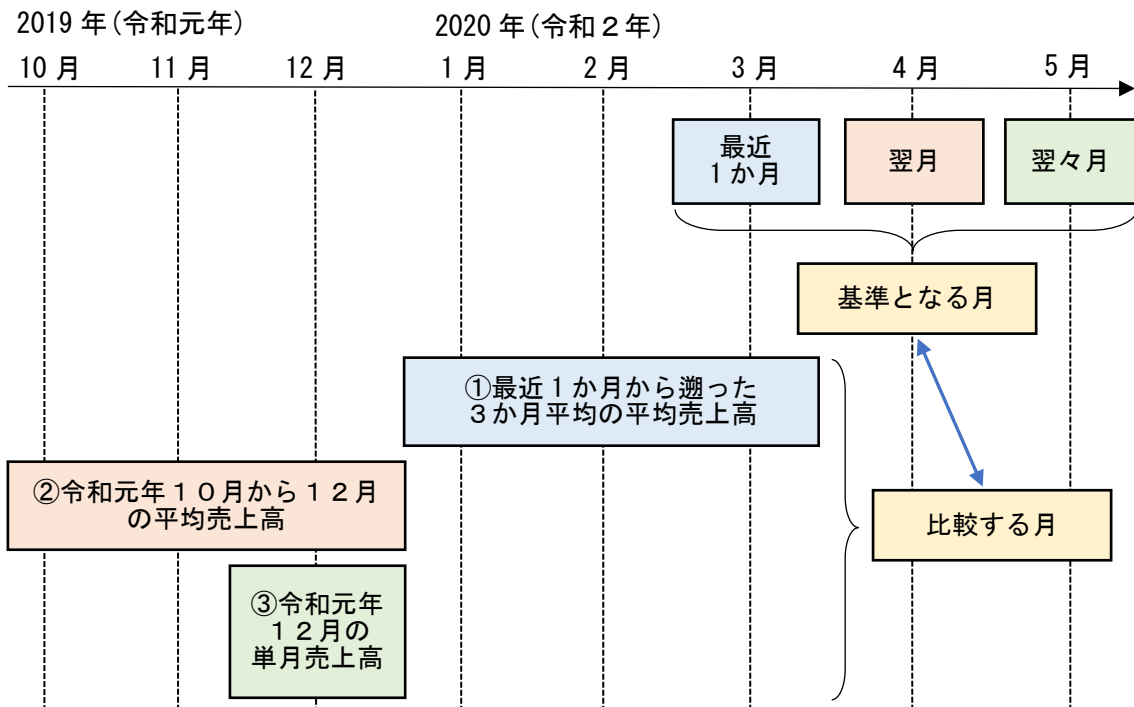
（１）比較する月の考え方

以下のいずれかを比較する月の売上高として、選択することができます。

- ① 最近1か月から遡った3か月の平均売上高（最近1か月を含む）
- ② 令和元年10月から12月の平均売上高
- ③ 令和元年12月の単月売上高

◆注意事項◆

- ・ 平均売上高は、小数点以下切捨てとして計算してください。
- ・ 売上集計日が月末でない等の理由から、月初から月末までの売上金額を合計することができない場合は、売上集計日の翌日を起算日として、当該起算日から1か月間の売上高とすることもできます。



（2）比較する月の選択、売上高の記入

①最近1か月から遡った3か月の平均売上高、②令和元年10月から12月の平均売上高、③令和元年12月の単月売上高のうち、選択した売上高を、ステップ2の欄に記入してください。

例 2020年3月に貸付申込、「令和元年12月の単月売上高」の売上高9百万円を比較する月の売上高として選択した場合  
 ・売上時期：「令和元年12月の単月売上高」にチェック  
 ・売上高：「9百万円」（2019年12月の売上高）と記入

2019年 令和元年	売上高	2020年 令和2年	売上高	備考
1月	創業前	1月	10百万円	
2月	創業前	2月	5百万円	最近1か月
3月	創業前	3月	6百万円	貸付申込月

10月	7百万円	—	—	
11月	8百万円	—	—	
12月	9百万円	—	—	

①最近1か月から遡った3か月の平均売上高

$$(2019/12 \text{ 9百万円} + 2020/1 \text{ 10百万円} + 2020/2 \text{ 5百万円}) \div 3 = 8 \text{ 百万円} \dots \textcircled{1}$$

②令和元年（2019年）10月から12月の平均売上高

$$(2019/10 \text{ 7百万円} + 2019/11 \text{ 8百万円} + 2019/12 \text{ 9百万円}) \div 3 = 8 \text{ 百万円} \dots \textcircled{2}$$

③令和元年12月の単月売上高

$$2019 \text{ 年 } 12 \text{ 月の売上高} = \text{9 百万円} \dots \textcircled{3}$$

売上高が③>①=②であり、本件では、③「令和元年12月の単月売上高」を選択。

申告書（別紙2）

2. 売上高減少判定（以下太枠に記入、口にはチェック願います）

ステップ1：特別貸付申込時点の最近1か月等の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）・申込月	対象年月（西暦）	売上高（円）
特別貸付申込時の <input checked="" type="checkbox"/> 最近1か月 <input type="checkbox"/> 翌月 <input type="checkbox"/> 翌々月 （特別貸付申込月： 2020年3月）	2020年2月	A. 5,000,000円

ステップ2：ステップ1と比較する時期の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）	対象年月（西暦）	売上高（円）
<input type="checkbox"/> 最近1か月から選んだ3か月間の平均売上高	年 月 ~ 年 月	B. 9,000,000円
<input type="checkbox"/> 令和元年10月~12月の平均売上高		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和元年12月の単月売上高		

ステップ3：売上高減少率の計算

計算式 （上記のA、Bを代入）	減少率 （小数点以下切捨て）	申請要件を満たす減少率	
		小規模企業者	中小企業者等
$\{(B - A) \div B\} \times 100 =$	%	15%以上	20%以上

(3) 売上高減少率の算出

(1)で選択した基準となる月の売上高と(2)で選択した比較する月の売上高とを比較し、売上高の減少率を計算します。以下の計算式に従い、減少率を計算し、申告書のステップ3の欄に記入してください。

なお、減少率は小数点以下切捨てとして、計算してください

A = 基準となる月の売上高（ステップ1の欄に記入した売上高）

B = 比較する月の売上高（ステップ2の欄に記入した売上高）

減少率 =  $\{(B - A) \div B\} \times 100$ （小数点以下切捨て）

例 2020年3月に貸付申込  
 基準となる月として、「最近1か月」（売上5百万円）を選択  
 比較する月として、「令和元年12月の単月売上高」（売上9百万円）を選択  
 ・この例における売上高減少率は44%となる

A = 最近1か月の売上高5百万円

B = 令和元年12月の単月売上高9百万円

減少率 =  $\{(9,000,000 \text{円} - 5,000,000 \text{円}) \div 9,000,000 \text{円}\} \times 100$

= 44.4444...% = **44%**（小数点以下切捨て）

申告書（別紙2）

2. 売上高減少判定（以下太枠に記入、口にはチェック願います）

ステップ1：特別貸付申込時点の最近1か月等の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）・申込月	対象年月（西暦）	売上高（円）
特別貸付申込時の <input checked="" type="checkbox"/> 最近1か月 <input type="checkbox"/> 翌月 <input type="checkbox"/> 翌々月 （特別貸付申込月： 2020年3月）	2020年2月	A. 5,000,000円

ステップ2：ステップ1と比較する時期の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）	対象年月（西暦）	売上高（円）
<input type="checkbox"/> 最近1か月から遡った3か月間の平均売上高	年 月 ~ 年 月	B. 9,000,000円
<input type="checkbox"/> 令和元年10月～12月の平均売上高		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和元年12月の単月売上高		

ステップ3：売上高減少率の計算

計算式 （上記のA、Bを代入）	減少率 （小数点以下切捨て）
$\{(B - A) \div B\} \times 100 =$	<b>44%</b>

申請要件を満たす減少率

小規模企業者	中小企業者等
15%以上	20%以上

(4) 売上高要件の判定

(3) で算出した減少率が、事業規模に応じた下記の要件を満たすかを確認してください。

	小規模企業者	中小企業者等
要件を満たす減少率	15%以上	20%以上

**申告書（別紙2）**

**1. 規模判定**※1（以下太枠に記入）

業種番号※2 (2桁の中分類番号)		常時使用する 従業員数
5	2	10名

※1 特別貸付申込時点の情報をご記入ください。  
※2 業種番号の記入方法  
表面「日本標準産業分類（中分類番号）表」の中から、該当する2桁の番号をご記入ください。

表面「日本標準産業分類（中分類番号）表」に記載されている「小規模企業者」に該当する場合の「常時使用する従業員数」と比較し、「小規模企業者」の要件に該当するかご確認ください。

要件に該当する  小規模企業者に該当します。

要件に該当しない  中小企業者等に該当します。

**2. 売上高減少判定**（以下太枠に記入、口にはチェック願います）

ステップ1：特別貸付申込時点の最近1か月等の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）・申込月	対象年月(西暦)	売上高(円)
特別貸付申込時の <input checked="" type="checkbox"/> 最近1か月 <input type="checkbox"/> 翌月 <input type="checkbox"/> 翌々月 (特別貸付申込月： 2020年3月)	2020年2月	A. 5,000,000円

ステップ2：ステップ1と比較する時期の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）	対象年月(西暦)	売上高(円)
<input type="checkbox"/> 最近1か月から遡った3か月間の平均売上高	～ 年月 年月	B. 9,000,000円
<input type="checkbox"/> 令和元年10月～12月の平均売上高		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和元年12月の単月売上高		

ステップ3：売上高減少率の計算

計算式 (上記のA、Bを代入)	減少率 (小数点以下切捨て)
{ (B - A) ÷ B } × 100 =	44%

申請要件を満たす減少率

小規模企業者	中小企業者等
15%以上	20%以上

事業規模「中小企業者等」に応じた要件を満たす減少率20%以上に対して、本件の減少率44%であり、売上高要件を満たす

## 10. 申告欄の署名

### (1) 申告欄の自署

申請要件を満たすことを確認した上で、3. 申告欄に自署及び署名日を記入してください。

法人の場合は法人の代表者、個人事業主の場合は本人が自署してください。

**申告書（別紙2）**

**1. 規模判定**※1（以下太枠に記入）

業種番号※2 (2桁の中分類番号)		常時使用する 従業員数
5	2	10名

※1 特別貸付申込時点の情報をご記入ください。

※2 業種番号の記入方法  
 表面「日本標準産業分類（中分類番号）表」の中から、該当する2桁の番号をご記入ください。

表面「日本標準産業分類（中分類番号）表」に記載されている「**小規模企業者**」に該当する場合の「常時使用する従業員数」と比較し、「小規模企業者」の要件に該当するかご確認ください。

要件に該当する

**小規模企業者**に該当します。

要件に該当しない

**中小企業者等**に該当します。

**2. 売上高減少判定**（以下太枠に記入、口にはチェック願います）

ステップ1：特別貸付申込時点の最近1か月等の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）・申込月	対象年月(西暦)	売上高(円)
特別貸付申込時の <input checked="" type="checkbox"/> 最近1か月 <input type="checkbox"/> 翌月 <input type="checkbox"/> 翌々月 (特別貸付申込月： 2020年3月)	2020年2月	A. 5,000,000円

ステップ2：ステップ1と比較する時期の売上高の記入

売上時期（いずれかにチェックください）	対象年月(西暦)	売上高(円)
ステップ1の売上時期の <input checked="" type="checkbox"/> 前年同期 <input type="checkbox"/> 前々年同期	2019年2月	B. 7,000,000円

ステップ3：売上高減少率の計算

計算式 (上記のA、Bを代入)	減少率 (小数点以下切捨て)	申請要件を満たす減少率	
{ (B - A) ÷ B } × 100 =	28%	小規模企業者	中小企業者等
		15%以上	20%以上

**3. 申告欄**

申告欄	上記のとおり、申告します。 令和 2年 7月 10日 (自署) 代表者氏名 <b>中小 太郎</b>
-----	--

## 11. お問い合わせ・連絡先

### （１）お問い合わせ・連絡先

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度について、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。また、本制度に係る各種申請、届け出、報告等については、下記住所まで郵送してください。

### （お問い合わせ先・連絡先）

#### 【コールセンター】



0570-060515（平日・土日祝日 9時～17時）

#### 【書類送付先】 ※令和2年10月27日より送付先住所が変更となりました。

#### （新住所）

〒100-8799

東京都中央区銀座8-20-26

日本郵便株式会社 銀座郵便局 郵便私書箱201号

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 宛

※公的金融機関等より配布される事務局宛て専用封筒以外の封筒を使用される場合は、長形3号または洋形0号サイズ（235×120ミリ）の封筒をご使用ください。

#### （旧住所）

〒270-1176

千葉県我孫子市柴崎台1-14-1 富士ソフトビル2F

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 宛

※公的金融機関等より配布される事務局宛て専用封筒の送付先に上記の旧住所が記載されている場合も、当該封筒を引き続きお使いいただけます。

2020.11